

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、この公告の日から4月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年10月1日

静岡市長 田辺 信宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社大丸松坂屋百貨店 松坂屋静岡店
静岡市葵区御幸町10番地の2

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社大丸松坂屋百貨店
東京都江東区木場二丁目18番11号
代表取締役 好本 達也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 10時00分
(変更後) 9時00分

※平成27年10月2日及び、今後、インバウンドにより外国人が、早朝より団体客バスで来店する日のみ実施

※年末年始における来客数が多い特異日のみ9時30分

※通常においては10時開店

4 変更年月日

平成27年10月2日

5 届出年月日

平成27年9月29日